

ネイルサロンにおける 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2020年10月31日

Ver.4

<目次>

はじめに / Ver.4 改定にあたり	P 3
I. ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	
適合ネイルサロン チェックリスト	
「実施宣言ステッカー」取得のための実践項目と具体的な内容	P 4
II. ネイルサロンでの感染拡大防止のための対応	P 5
1. 予約に際しての留意点	P 5
2. 店舗の営業に関する対応	P 6
①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの営業の変更事項の周知	
②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応	
◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)利用の促進	
3. サロンにおける衛生管理・感染症対策	P 6
①サロン店舗入口	
②サロン内エリア	
③施術エリア(対面での飛沫感染防止策)	
④その他の高頻度接触部位の消毒または除菌	
⑤換気	
⑥施術に関わる器具、用具、備品類	
※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について	
⑦施術者の予防策	
⑧会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)	
⑨トイレ、手洗い設備等	
⑩廃棄物の処理	
4. スタッフの健康管理	P 11
5. 緊急時の対応について	
新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合	P 12
<参考資料> ”感染拡大を予防する新しい生活様式について”と	
”業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点”	P 13
<参考> / 「ネイルサロン衛生管理士」資格制度	P 15

はじめに

世界中で新型コロナウイルスの感染拡大はいまだ続いています。我が国では、新型コロナウイルス感染拡大防止と、社会経済活動の継続を図るための取り組みが求められています。

第11回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料より抜粋（2020年10月22日）

併せて、社会活動の活性化が見込まれる中で、引き続き、「3密」や大声を上げる環境の回避、室内や人と接触する環境でのマスクの着用（フェイスシールド、マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要）、フィジカル・ディスタンスの徹底、換気の徹底など、基本的な感染予防対策の徹底が重要であるが、クラスターの分析を踏まえ、感染リスクが高まる飲食の場面などをはじめ、具体的な行動のリスクやリスクを低減する工夫を、国民に分かりやすく説明することが必要である。

第9回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料より抜粋（2020年9月24日）

新型コロナウイルス感染者のうち、8割の者は他の人に感染させていない。また、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪。一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者で重症化リスクが高いことが判明。

これまで得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能。こうした考え方の下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充

⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける

■ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html



ネイルサービスはお客様と対面し、施術部位に直接触れながら行う仕事であることから、徹底した衛生管理を実践し感染拡大を防ぐことが重要です。NPO法人日本ネイリスト協会（以下、JNA）は、ここにネイルサロン店舗の特性に則した「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下、本ガイドライン）」を定め、全国のネイルサービス事業者に対して本ガイドラインの徹底を強く求めます。

Ver.4 改定にあたり

内閣官房の業種別ガイドライン一覧に、ネイルは生活必需サービスとして掲載されています。

業種別のガイドラインに則した実施宣言ステッカーを取得していただく仕組みが、2020年10月よりスタートいたします。ネイルサロンが適切な感染拡大防止対策を実施していることがひと目でわかるランドマーク表示になると期待しています。

ネイルサロンの新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ver.4 には「適合ネイルサロン チェックリスト」の実践項目と取り組むべき具体的内容を掲載しております。さらに、感染経路不明事例が増加している状況を鑑み、陽性者等が発生した場合の具体的な対応も追記いたしました。

なお、本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。

今後の新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画や、各地区の保健所や他の行政機関からの指示や要請も参考にしながら、適切な対応をお願いいたします。

日本ネイリスト協会から皆様に対して情報や要請等の文書も発信してまいりますので、ネイルサロン経営者、ネイルサロン従事者の皆様におかれましては、JNA ホームページの最新情報もご確認ください。

2020年10月31日 <Ver.4>

2020年5月21日 <Ver.3>

2020年4月9日 <Ver.2>

2020年3月27日 <Ver.1>

発行日現在の情報を基に作成しております。
今後明らかになる内容によって変更する場合があります。

I. ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

適合ネイルサロン チェックリスト「実施宣言ステッカー」取得のための実践項目と具体的な内容

お客様とネイリストの健康を守り、安心してネイルサロンをご利用いただくため、以下の 20 項目の感染症対策を実践しましょう。本チェックリストに基づき、感染症対策を実践しているサロンは、JNA のホームページより「実施宣言ステッカー」を取得することが出来ます。実施宣言ステッカーをサロンに掲示して、感染防止対策に取り組んでいることを宣言しましょう。

実践項目	具体的な内容	詳細頁
サロン設備・環境 全般に関わる事項		
1 店舗入口の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 手指に用いる消毒剤または除菌剤等を設置し、お客様の来店時に手指消毒をお願いしている。 <input type="checkbox"/> ドアノブ等(高頻度接触部位)は、お客様来店毎、またドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行っている	P7
2 対面遮蔽の工夫と席の配置	<input type="checkbox"/> 施術時はスニーズガードを設置している。スニーズガードの設置ができない密接場面では、施術者はフェイスシールドとマスクの両方を着用している(フット施術等)。 <input type="checkbox"/> 施術後はスニーズガードの消毒または除菌を行っている。 <input type="checkbox"/> お客様同士が密接しないよう席の間隔を適切に(最低1m、できれば2m)あけている。大声で話さないよう努めている。	P7, 8
3 効率の良い換気	<input type="checkbox"/> 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機を室外に向けて使用する等)を活用して効果的な換気を行っている。窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3～1/2程度に減らす対策を講じている。	P7, 8
4 高頻度接触部位の消毒または除菌	<input type="checkbox"/> テーブル(サロン内エリア、共用部分、スタッフルームを含む)、椅子(背もたれ、ひじ掛け、座面)、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、カラーサンプル、デザインサンプル、化粧品テスター等の消毒または除菌を行っている。	P7～11
5 トイレ・手洗い設備等の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底している。 <input type="checkbox"/> トイレはフタを閉めて流す徹底を図るための掲示を行っている。 <input type="checkbox"/> 液体石けん、ペーパータオルを備えている。共用タオルを使用しない。ハンドドライヤーの使用を停止している。	P10
6 廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> ふた付きのゴミ箱を備え、ゴミはビニールに入れ適切な方法で廃棄している。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理の際は、グローブとマスクを着用している。事後に手洗い、手指消毒をしている。	P10
スタッフの健康管理等に関わる事項		
7 スタッフの健康管理	<input type="checkbox"/> 体調チェックに気を配り、健康管理(体温等)を記録している。 <input type="checkbox"/> 出勤を控える要件を理解している。 <input type="checkbox"/> 毎日の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残している。	P11
8 マスクの常時着用 フェイスシールドの活用	<input type="checkbox"/> スタッフは飛沫感染防止のため、マスクを常時着用している。 <input type="checkbox"/> スニーズガードの設置ができない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。 <input type="checkbox"/> フェイスシールドの着用後は消毒または除菌を行っている。	P7,9,11
9 スタッフルーム等	<input type="checkbox"/> 食事、休憩時、着替えの際に密集を避け(最低1m、できれば2m)、飲食の際は横並びに座り、会話も控え、効率の良い換気を行っている。 <input type="checkbox"/> テーブル、椅子、その他 高頻度接触部位を消毒または除菌している。	P11
予約・受付に関する事項		
10 予約制の徹底	<input type="checkbox"/> 込み合う時間帯を作らないよう予約時間と対応人数を設定し、最少人数のスタッフで対応できるように運営している。 <input type="checkbox"/> サロンでの滞在時間が延長しないよう効率の良い施術を行っている。	P5, 6
11 お客様の体調の確認(予約時)	<input type="checkbox"/> ご予約にあたり、施術をお断りする要件を明記し、該当しない事を確認してから、予約制にて受け付けを行っている。マスクの持参、着用をお願いしている。	P5, 6
お客様のご来店時に関わる事項		
12 お客様の体調の確認(来店時)	<input type="checkbox"/> 体調が万全でない場合は、予約日を変更していただくようお願いしている。 <input type="checkbox"/> 検温を行い、当日の体調が良好であるかを伺って、マスクの着用確認を行ってから施術を行っている。 <small>※商業施設内で営業しているサロンについては、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行わなくてもよい。</small>	P7
13 マスク着用の確認	<input type="checkbox"/> 飛沫感染防止のため、お客様にマスクの常時着用をお願いし、実行していただいている。	P5,6,7
施術時に関わる事項		
14 施術者の着衣等の確認	<input type="checkbox"/> マスク、フェイスシールド(必要に応じて)、アイガード、グローブ(必要に応じて)、清潔なユニフォームを着用している。	P6,9
15 丁寧な手指消毒	<input type="checkbox"/> こまめな手洗いを励行すると共に、施術のはじめに消毒剤を用いて擦式清拭消毒を丁寧に行っている。	P7
16 施術に関わる器具、用具、備品類の衛生管理	<input type="checkbox"/> お客様ごとに消毒済みの器具、用具、備品類を備え、施術後は、通常以上(場合により標準レベル以上)の消毒または除菌を行っている。 <input type="checkbox"/> コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てとし、お客様が直接触れる備品類は可能な限りペーパー等で覆う工夫をしている。ペーパー等で覆うことの出来ない高頻度に接触する備品類等は、施術後に消毒または除菌を行っている。	P8,9
17 各種用具の持ち手・化粧品等の外装部分の適切な消毒または除菌	<input type="checkbox"/> 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行っている。	P8
18 会計の際の留意点	<input type="checkbox"/> 可能な限り、電子決済を推奨し、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ペン等の消毒または除菌をしている。 <input type="checkbox"/> 会計後の手洗いまたは手指消毒を徹底している。	P10
その他		
19 緊急時の対応	<input type="checkbox"/> 有事の際の連絡先(管轄の保健所または所轄担当役所の電話番号)と対応フローを明確にし、共有できている。 <small>商業施設内で営業している場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとっている。</small>	P12
20 ガイドラインの遵守 COCOA利用の促進	<input type="checkbox"/> 「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照しながら、取り組みを実践している。 <small>また、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促進している。</small>	P6

II. ネイルサロンでの感染拡大防止のための対応

1. 予約に際しての留意点

お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の来店の自粛を、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

また、下記症状および以下の要件に該当する場合は、体調が回復してから改めて予約していただく様にお願いすること。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを説明し、ご理解いただくこと。さらに、予約制の体制をとっていることをお伝えし、マスクの持参、着用をお願いすること。

下記の症状がある場合は、体調が万全に回復するまで、予約はお控えください。

- * 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)のある場合
- * 発熱の兆候がある場合
- * だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
- * 咳、痰、または胸部に不快感のある場合
- * 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
- * その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
- * 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

以下の内容に該当する場合も、予約をお控えください。

- 新型コロナウイルスの陽性者または濃厚接触者と判明した場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人と濃厚接触がある場合

以上はあくまでも一例なので、下記を参考に各サロンの立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

また、感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要である。各地区の感染の現状には、厚生労働省 HP を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei

「国内の発生状況」



過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域については常に変化しているため、以下の外務省 HP を参照し最新の情報の把握に努めること。



https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html

「各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況」

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

「海外安全ホームページ 感染症危険情報」



2. 店舗の営業に関する対応

①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの営業の変更事項の周知

予約の体制を整え、お客様が込み合う時間帯をつくらないようにスケジューリングすると共に、スタッフも最少人数で対応できるシフトを組むこと。また、お客様同士が密接しないよう席の間隔を適切にあげること。営業時間の変更や、提供メニューに変更がある場合は、あらかじめホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で告知を行うこと。

お客様、スタッフの感染症対策および健康管理の一環として、スタッフは常にマスクを着用し、必要に応じてフェイスシールド、アイガード、グローブ等を着用する。お客様にご理解いただくように努め、お客様にもマスクの持参、着用をお願いすること。

②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応

予約をいただいているが、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、お客様の立場に合わせて柔軟に対応し、お客様が不利益にならないように事前に対応を検討し告知すること(予約のキャンセル、予約の延期等)。

感染防止対策についてお客様に説明できるよう、スタッフ間でその内容を共有しておくこと。

◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)利用の促進

スタッフは COCoA のインストールと利用を必須とし、お客様にも利用を推奨すること。また、各地域が行っている通知サービスも推奨すること。

3. サロンにおける衛生管理・感染症対策

サロン内の衛生環境の向上・感染症対策の実施の徹底

ネイルサロンにおける衛生管理は、ネイルサロンを清潔に保ち、サロンにおける感染症の発生を防ぐことを目的としている。感染症対策として通常以上(場合により標準レベル以上)の衛生措置を講じることが重要である。

以下、NPO 法人日本ネイリスト協会発行「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」に基づくサロン内の衛生管理を徹底すること。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。



NPO法人日本ネイリスト協会「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」参照

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_jishukijun2017.pdf

<参考>厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_100915.pdf



※1 飛沫防止用のシート等については、以下の点に留意すること。
・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

新型コロナウイルスの感染防止対策としては特に以下の事項を徹底すること。

◆求められる主な対策◆

- ・三密を避ける対策
- ・お客様に対して体調の確認
- ・飛沫感染対策
- ・スタッフの健康管理
- ・接触感染対策
- ・有事の際の対応フローの共有 等

◆3つの「密」を避けるようにすること

- ・密閉空間…効率のよい換気を行い、新鮮な空気を取り込むこと。
- ・密集場所…予約の体制を整え込み合う時間を回避する。お客様の座る位置を見直し、お客様同士の距離（最低1m以上、できれば2m）をあけること。
- ・密接場面…お客様と施術者は常にマスクを着用すること。施術の際は対面での飛沫感染防止のため「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガード※1を設置し遮蔽すること。施術後はスニーズガードの消毒または除菌を行うこと。スニーズガードの設置ができない場面では、施術者はフェイスシールドとマスクの両方を着用すること（フット施術等）。
また、効率のよいメニューを提案し、施術時間が延長しないように心がける。会話はなるべく控え、大声で会話しないよう努めること。
水分補給等をしていただく場合は、ペットボトル等使い捨て出来る容器で提供すること。

◆手洗い・手指消毒を徹底し、高頻度接触部位については、徹底した消毒または除菌を行うこと。
なお消毒方法等の具体的な方法は「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」および本ガイドラインP9を参照のこと。

◆手指の衛生措置の基本“手洗い”の励行

消毒用エタノールが入手困難な状況において、確実にウイルスを除去するためにも、手洗いを励行しましょう。

※＜参考＞厚生労働省 手洗いの方法 →



◆より丁寧な手指消毒の徹底

手指消毒をする場合には、より丁寧な手指消毒を心掛けましょう。手指消毒剤を用いて、手首から手の平、手の甲、指間、指先、爪先（フリーエッジの先端、裏側も含む）まで、丁寧に擦式清拭消毒を行いましょう。

◆ご来店時のお客様の体調の確認

来店時に検温を行い、当日の体調が良好であるかを伺って、体調不良の方は別日変更のお願いをする。また、マスクの着用を確認する。※商業施設内で営業しているサロンについては、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行わなくてもよい。

◆消毒剤および除菌剤は、スプレーで直接噴霧しないこと（ウイルスが飛び散るため）。ペーパーに消毒剤を含ませ清拭しましょう。

①サロン店舗入口

●入口に手指消毒剤を設置し、手指消毒の徹底を促すこと。

消毒剤の準備が困難な場合は、除菌剤等で対応すること。

●ドアノブ等、お客様が触れる可能性が高い高頻度接触部位は、お客様来店毎、またドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行うこと。

※次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.1%濃度）で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。

※新型コロナウイルスに効果を示す界面活性剤の詳細と製品リストは、

「独立行政法人 製品評価技術基盤機構 NITE」のホームページを参照してください。



②サロン内エリア

- サロンスペース内の、室内の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- お客様の座る位置を見直し、お客様同士の距離（最低1m以上、できれば2m）をあけること。
さらに、予約の時間帯が込み合わないよう留意すること。

③施術エリア(対面での飛沫感染防止策)

- 施術の際は対面での飛沫感染防止のため「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガードを設置し遮蔽すること。また、施術後は、スニーズガードの消毒または除菌を行うこと。スニーズガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用すること(フット施術等)。
- 施術内容の確認以外の会話はなるべく控えること。大声で会話しないよう努めること。
- 爪および手指、足趾の状態に適したメニューを効率よく提供するよう努めること。

④その他の高頻度接触部位の消毒または除菌

- 施術時
カラーサンプル、デザインサンプル等に、触れた場合は消毒または除菌すること。
化粧品テスターにも衛生的な配慮を講じること。
タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒または除菌を行うこと。
- サロン内エリア等
電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類も消毒または除菌を行うこと。

⑤換気

- 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機を室外に向けて使用する等)を活用して、効果的な換気を行うこと。
窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3～1/2程度に減らす対策を講じること。
- ※エアコンは無換気状態で使うと、ウイルスを室内に拡散させる恐れがあるので、換気を行っていることを前提として用いること。
- ※フィルター式の空気清浄機も一定の効果はあるが、必ず換気も行うこと。
- ※効果的な換気は、ネイル材料に含まれる空気よりも重い有機溶剤のガスの希釈にも有効である。
- ※換気は、連続的かつ効果的に行うことが重要である。

⑥施術に関わる器具、用具、備品類

- ネイルテーブル、お客様用チェア、施術者用チェア、アームレスト、フットケア用チェア、ワゴン、ネイル機器等は、使用毎に消毒または除菌を行うこと。

【感染リスクを低減する適切な拭き方】

- ・同じ場所を何度も拭かない
 - ・往復しない
 - ・消毒剤または除菌剤を、直接スプレーしない。
 - ◎一方向に拭く
 - ◎拭く面から一度離れたら、ペーパー(消毒剤または除菌剤を含ませたもの)を取り換える。
 - ◎拭いた後、拭いた場所を触らない。
 - ◎十分な量の消毒剤または除菌剤を使い捨てのペーパー等に含ませて拭く。
- ※同じ場所が重ならない、拭き残しがないように注意する。

- 器具、用具類は、お客様ごとに消毒済みのものを使用すること。
- 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てのものを使用すること。
- タオルは使い捨てできるペーパー類を使用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、消毒済みのものをお客様ごとに交換すること。
- 器具類は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別し、適切な衛生措置を講じること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度ふた付きのゴミ箱に捨てること。

※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について

(1)手指消毒について

逆性石けんを用いて擦式清拭消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

(2)金属器具類、用具類、備品類の消毒について

逆性石けんを用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥→紫外線消毒連続 20 分間以上を行う。

0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

(オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL) + (水道水:250mL) = 0.1~0.2%濃度

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

(3)用具類、備品等の消毒または除菌について(金属器具以外)

次亜塩素酸ナトリウム製剤を用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:【ピューラックス 次亜塩素酸ナトリウム含有濃度6%】または【家庭用漂白剤ハイター次亜塩素酸ナトリウム含有濃度 5~6%でも代用可能】)を用いて 0.1%濃度以上に希釈して使用すること)

◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥を行う。

※次亜塩素酸ナトリウムは強アルカリ性のため、金属器具類には使用しない(錆びやすくなるため)。

※手荒れ防止のためグローブを装着すること。

※設備や備品(ネイルテーブル、チェア、ジェルネイルライトの手をのせる台等)の消毒または除菌に用いる場合には、ペーパータオル等に含ませて清拭を行うこと。10 分程度たったら水拭きすること。噴霧してはいけない。

0.1%以上濃度 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

(ピューラックス or ハイター 5mL) + (水道水 250mL) ⇒ 0.1%以上濃度(標準レベル以上)

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

⑦施術者の予防策

- マスク、アイガード、グローブ(必要に応じて)を装着すること。スニーズガードの設置ができない密接場面ではフェイスシールドとマスクの両方を着用すること(フット施術等)。フェイスシールドをはずし、再度着用する前に消毒または除菌を行うこと。

- マスク装着時は、マスクに触れないよう徹底する。鼻、口、目など、ウイルスを付着させないよう粘膜を保護することが重要である。
- 施術前後には、手洗いを行うこと。
- 消毒剤に触れる機会が多いため、手荒れが生じた場合はグローブを装着すること。
- 施術中は、清潔なユニフォームやエプロン等を着用すること。着衣は毎日清潔なものを着用すること。万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」等でウイルスの付着が心配な際には、速やかに清潔な着衣に取り換えること。
- 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。

⑧会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)

- 会計に際して、可能な限り電子決済の導入及び利用を推奨すること。
- 会計の際に使用した、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ペン等も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。

⑨トイレ、手洗い設備等

- お客様同士の感染を防ぐ為に、複数のお客様が出入りする場所の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- トイレはフタを閉めて流すことを徹底していただくため掲示を行うこと。
- トイレ、手洗い設備等の清掃時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備および水道の蛇口、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒、または定期的な消毒または除菌を行うこと。
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ拭きすること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- 巡回清掃の実施および実施管理記録の保存を徹底すること。
- 手洗いに用いる石けんは、液体石けんが望ましい(固形石けんは、保管時に不潔になりやすいため)。
- ハンドドライヤーは使用しないこと。ペーパータオルを使用し、ゴミ箱も備えること(タオルの共有は絶対に行わないこと)。
※商業施設の共用トイレにおいては、実情に応じて対応すること。
- 清掃の終了後、手洗いを行うこと。

⑩廃棄物の処理

- グローブとマスクを着用すること。
- 施術時のゴミや、使用済みのマスクやグローブ、手洗いや消毒等に使用したペーパータオルなどを捨てる場合は、ビニールに入れ密封した状態で廃棄すること。
- ふた付きゴミ箱の内部も、消毒または除菌を行うこと。
(具体例)次亜塩素酸ナトリウム水溶液0.1%濃度を含ませたペーパータオル等で拭きする。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- ゴミの捨て方は、該当所在地の環境事業所のルールに従うこと。
※マスクやグローブを外す際も、適切な外し方を実践すること。
参考:個人用防護具(PPE)の着脱の手順 →
- 廃棄物の処理後、手洗いを行うこと。



4. スタッフの健康管理

スタッフの心と身体を健康面を注視し、すべてのスタッフに対して、適切な健康管理を行う。
公平で公正な処遇を行うこと。感染の疑いがある場合や、陽性者等であると判明した場合を想定して、職場の対応ルールを定めておくこと。

- ①スタッフ全員に出勤時の体温チェックを徹底すると共に、体調の変化の有無についても報告を受け、記録に残すこと。
 - ②マスクの常時着用を徹底する。必要に応じてアイガード、グローブの着用を行う。スニーズガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方の着用を徹底する(フット施術等)。
 - ③サロンの所在地域およびスタッフの居住地域における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤の時間帯にも配慮すること。
 - ④スタッフは、各自の日々の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残すこと。
感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
 - ⑤スタッフルーム(更衣室および休憩スペースを含む)の利用、食事について
 - スタッフルームの利用が密にならないように心がけること。スタッフルームの入退室時には手洗いまたは手指消毒を行うこと。
 - 複数で食事をする際は間隔(最低1m以上、できれば2m)を空けて離れて座るか横並びに座り、なるべく会話をしないこと。
 - スタッフルーム内の高頻度接触部位となる冷蔵庫のドア、電子レンジボタン、テーブル、椅子等も消毒または除菌を行うこと。
 - ⑥以下の症状がある場合は、出勤を停止とする。また勤務中に以下の症状を発症した場合は、速やかに医療機関を受診し、体調が完全に回復するまで治療に専念すること。
 - * 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)のある場合
 - * 発熱の兆候がある場合
 - * だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
 - * 咳、痰、または胸部に不快感のある場合
 - * 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
 - * その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
 - * 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた場合
 - ⑦スタッフの同居者に感染者、または感染者への接触があったことが判明した場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人と濃厚接触がある場合
 - 保健所または所轄担当役所の指示を仰ぎ、場合により自宅待機とすること。
 - 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態を把握すること。
 - 個人情報の保護に充分留意し、対応をすること。
- ※その他、スタッフに新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関を受診し、専門医に相談すること。

5. 緊急時の対応について

新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者(以下、「陽性者等」)が発生した場合

お客様およびスタッフが、万が一感染した場合の対応は、保健所へ報告し、相談すること。
尚、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合もあるため、自分のサロン所在地の所轄担当役所の確認をしておくこと。

- お客様およびスタッフに関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所または所轄担当役所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。また、当該お客様への連絡方法に関しては、保健所または所轄担当役所の指示を仰ぐこと。
 - 感染防止のため関係各所への報告義務が生じることを、お客様にご理解いただくこと。
 - サロンのその後の営業等に関しては、保健所または所轄担当役所に相談し、指示を仰ぐこと。
- ※商業施設内で営業している場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとること。

スタッフに、新型コロナウイルス陽性の疑いがある場合

- PCR 検査等を実施することが決定した段階で、速やかに上長に報告すること。
また、検査の結果が判明した際には、その結果を上長に報告すること(結果が陰性であった場合も含む)。
- 報告を受けた上長は、濃厚接触者の自宅待機等の保健所の指示に従い、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、保健所の窓口となる担当者を決めておくこと。陽性者等とスタッフの勤務状況、予約表、サロンの見取り図等の準備をしておく。
- 保健所より、サロン内の消毒等が必要になった場合は、その指示に従うこと。
- 保健所より、消毒に関して特段の指示がない場合は、陽性者等が接触したと考えられる箇所をすべて消毒すること。
清掃と消毒を行う際は、グローブ、マスク、アイガード等を着用し、使い捨てのペーパータオルに、0.1%濃度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を含ませて清拭消毒を行う。金属類は、10分後に水拭きを行うこと。
消毒後には、グローブを外し廃棄した後に液体せっけんを用いた手洗い、手指消毒を行うこと。

業界として、お客様とネイリストの健康を守るためにも、目に見えないウイルスに対して適切な衛生管理を励行し、万全の体制で運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

万が一、感染が確認された場合は、安全性が担保出来るまでの期間、営業活動を一時的に停止するなど、積極的な感染防止対策を講じていただくようお願い申し上げます。

<参考資料>

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が5月4日に発表した提言には「今後の行動変容に関する具体的な提言」として“感染拡大を予防する新しい生活様式について”と“業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点”が記されています。

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月4日変更)→

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0504.pdf



← <参考> 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/jyoukyou_bunseki_0504.pdf

■「感染拡大を予防する新しい生活様式について」(別添)「新しい生活様式」の実践例

(1)一人ひとりの基本的感染対策

●感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。

家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

ネイルサロンの営業に直接
関わらない項目は省略しています。

●移動に関する感染対策

感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。

帰省や旅行はひかえめに。出張はやむをえない場合に。

発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。

地域の感染状況に注意する。

(2)日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避(密集、密接、密閉)

毎朝で体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

(3)日常生活の各場面別の生活様式

買い物

通販も利用 1人または少人数ですいた時間に 電子決済の利用 サンプルなど展示品への接触は控えめに

娯楽、スポーツ等

予約制を利用してゆったりと 狭い部屋での長居は無用

公共交通機関の利用

会話は控えめに 混んでいる時間帯は避けて 徒歩や自転車利用も併用する

食事

大皿は避けて、料理は個々に 対面ではなく横並びで座ろう 料理に夢中、おしゃべりは控えめに

冠婚葬祭などの親族行事

多人数での会食は避けて 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4)働き方の新しいスタイル

テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

■「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」には以下の記述があります。

○今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。

○社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。

○ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。

○また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

○事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン など)には特に注意する。
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

○基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。

例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- ・新型コロナウイルスウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

(感染対策の例)

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
 - ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
 - ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

(トイレ)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
 - ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。
- 感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

<参考>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

NPO 法人日本ネイリスト協会

<https://www.nail.or.jp/>

<参考>

「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/schoolguide.pdf>



<謝辞>

本ガイドライン ver.4 の改定にあたり、ご指導を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

公益財団法人 日本エステティック研究財団 理事長 関東裕美先生

公益財団法人 日本エステティック研究財団理事 舘田一博先生 (一般社団法人日本感染症学会 理事長)

東京理科大学 工学部建築学科教授 倉淵隆先生 (公益社団法人 空気調和・衛生工学会 副会長)

「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

NPO 法人日本ネイリスト協会(以下 JNA)では、JNA が制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、ネイルサロンの現場で正しく活用していただくために「ネイルサロン衛生管理士」資格制度を設けています。

【 制度の目的 】

「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、サロン従事者への啓発活動を通じて、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と公衆衛生の向上に資することを目的として、ネイルサロンの衛生管理に関する知識を習得した方に「ネイルサロン衛生管理士」資格を付与する制度です。

NPO 法人日本ネイリスト協会「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

<https://www.nail.or.jp/eisei/index.html>



「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
2020年10月31日
<Ver.4>



〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F
TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608 <https://www.nail.or.jp>